



2026(令和8)年12月吉日

関係各位

(会員、道・振興局・教育委員会、市町村および各教育委員会など)

NPO法人北海道遺産協議会
会長 小玉 俊宏

2026(令和8)年度「ほっかいどう遺産WAON」による地域の北海道遺産保全・活用への助成について

日ごろより、北海道遺産の保全・活用の推進に、格別なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2011(平成23)年に北海道遺産の保全活動への支援を目的として「ほっかいどう遺産WAON」が発行され、イオン北海道株式会社様、株式会社ダイエー様より継続したご寄付をいただいております。

いただいたご寄付をもとに、例年、年度当初に助成事業の募集・選定をおこなってまいりましたが、2026(令和8)年度からは事業がより円滑に実施いただけるよう、前年度内に募集・選定することといたしました。

つきましては、下記のように、2026(令和8)年度に実施する事業提案を募集させていただきます。別紙の留意事項および要綱等をご確認のうえ、所定の様式にてご応募ください。

なお、この情報は各地域の北海道遺産に関する団体等にも広くお伝えいただけますと幸いです。
どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

記

- | | |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 助成対象事業 | 北海道遺産の保全・活用に関する事業
(広報活動、人材育成、地域経済の活性化につながる取組など) |
| 2 助成対象団体 | 北海道遺産協議会会員(団体及び市町村)、
北海道遺産協議会会員を構成員に含む実行委員会等 |
| 3 助成区分・金額等 | ①一般枠(1件あたり50万円以内)
②縄文遺産活動支援枠(1件あたり50万円以内)
③広域先導モデル枠(1件あたり100万円以内)
※広域化・共同化・複合化等他地域のモデルとなる事業に対し、事業の規模や効果に応じ、
助成額の増額も含め戦略的な支援を行います。 |
| 4 応募方法 | 別添様式に必要事項を記載の上、メール若しくはFAXにて、
下記、応募・問合せ先までご応募ください。
※各様式は次のURL、またはQRコードよりダウンロードいただけます。
http://www.hokkaidoisan.org/download_format.html |
| 5 締切 | <u>2026(令和8)年2月13日(金)(必着)</u> |
| 6 応募・問合せ先 | NPO法人北海道遺産協議会事務局(担当:弓田、矢野)
【お問合せフォームURL、QRコード】
https://www.hokkaidoisan.org/inquiry.php
E-mail info@hokkaidoisan.org |



以上

<ほっかいどう遺産WAON>

- 発行日: 2011(平成23)年7月28日
- 発行枚数: 約35万枚(2025(令和7)年2月末時点)
- 道内約2万7,000箇所(2025年6月末現在、自動販売機・タクシー・ドライバー端末を除く)のイオングループ、「ローソン」、「ファミリーマート」、「セイコーマート」、「ツルハ」、「サツドラ」などで使用可能
- 年間使用額の一部が北海道遺産協議会へ寄付
2024(令和6)年度寄付額: 17,378,818円
2011(平成23)年度～累計寄付総額: 178,920,471円



実 施 要 約

第1 目的

- ・ 本助成は、イオン北海道株式会社、株式会社ダイエー発行の「ほっかいどう遺産W A O N」による寄付に基づき、各地域の北海道遺産の保全・活用に係る事業を支援することを目的として実施する。

第2 助成対象事業

- ・ 助成の対象は、北海道遺産選定地域の自治体・N P O・その他団体等が行う環境整備（歩道の整備、案内板の設置等）、P Rツール（パンフレット等）の作成、体験学習会・イベントの開催など、各北海道遺産の保全・活用に係る事業等とする（いくつかの団体等が協力して行う事業も可）。
- ・ 助成実施年度（4月1日～翌年3月31日までを事業年度とする。以下同じ。）内に行う事業とする。

第3 助成対象団体

- ・ 助成対象団体は、次の各項のいずれかに該当する団体とする。
 - 1 北海道遺産協議会会員団体（団体及び市町村）
 - 2 北海道遺産協議会会員を構成員に含む実行委員会等の団体

第4 助成対象経費、件数および助成額

- ・ 助成対象となる経費は、第2の事業を行うために必要な経費とする。ただし、助成対象団体の構成員等に対する人件費の支払いを対象外とする。※ただし、当該事業の実施に伴い追加的に要する人件費については算定方法を考慮の上、対象となる場合がある。
- ・ 助成金の額は助成対象となる経費の合計額から他の助成団体からの補助金または助成金および入場料等の収入を除いた額とする。
- ・ 助成件数、助成額は、イオン北海道、ダイエー、北海道遺産協議会の協議により決定する。

第5 助成の申請手続き

- ・ 助成を希望する団体は、助成申請書（別記第1号様式）に関係書類を添付の上、別に定める期日までに提出するものとする。

第6 助成対象事業の決定等

- ・ イオン北海道、ダイエー、北海道遺産協議会の協議により助成対象事業を決定する。
- ・ 決定後、北海道遺産協議会は第5の規定による助成申請書を提出した団体に対して助成金の交付もしくは不交付を助成審査結果通知書（別記第2号様式）により通知する。

第7 助成金の交付

- ・ 助成金の交付は、原則として精算払いとし、助成対象団体が、第10に定める事業報告書および収支計算書の提出を行い、北海道遺産協議会が事業の完了を確認後、速やかに対象団体の指定する口座に振り込むものとする。
- ・ 必要と認めた場合には、事業完了前の概算払いの方法によるものとする。

第8 助成対象事業内容等の変更

- ・ 助成金の交付を受けた団体が、当該助成の対象となった事業内容等を変更しようとする場合には、変更の内容が軽微なものを除き、速やかに第5の例により変更後の助成申請書を提出しなければならない。

- ・ 変更の申請があった場合には必要に応じ、第 6 の例により協議及び決定等を行う。

第 9 助成対象事業の実施確認

- ・ 北海道遺産協議会は、必要に応じて、助成対象事業が申請書の記載内容に基づき適正に実施されているか否か、現地調査の方法等により確認する。

第 10 事業の報告について

- ・ 助成金の交付を受けた団体は、事業完了後、助成実施年度の 3 月 31 日までに事業報告書（別記第 3 号様式）および収支計算書（別記第 4 号様式）に関係書類を添付のうえ、北海道遺産協議会に提出しなければならない。

第 11 助成金の額の確定

- ・ 概算払いされた助成金額が精算額よりも多い場合は、北海道遺産協議会から通知する助成金返還請求書（別記第 5 号様式）により、その差額を返還しなければならない。

第 12 助成の取り消し及び助成金の返還等

- ・ 助成金交付の決定若しくは交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成の全部または一部を取り消すことができる。
 - 1 虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
 - 2 助成金を他の用途に使用したとき。
 - 3 その他助成の決定の内容若しくはこれに付帯した条件又はこの要項の規定に違反したとき。
- ・ 助成を取り消した場合において、助成事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成金の交付を受けた団体に対し、期限を定めて助成金返還請求書により返還を命ずるものとする。
- ・ 返還すべき助成金を期日までに返還しなかったときは、期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未返還額につき年 10.95% の割合で計算（年 365 日日割計算）した違約延滞金を支払わなくてはならない。

第 13 帳簿等の整備

- ・ 助成金の交付を受けた団体は、助成金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後 3 年間保存しなければならない。

第 14 委任

- ・ この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、イオン北海道、ダイエー、北海道遺産協議会の協議により定める。

附 則

- ・ この要綱は、2013（平成 25）年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2014（平成 26）年 5 月 1 日改正）

- ・ この要綱は、2014（平成 26）年 5 月 1 日から施行する。

附 則（2015（平成 27）年 5 月 1 日改正）

- ・ この要綱は、2015（平成 27）年 5 月 1 日から施行する。

附 則（2024（令和 6）年 12 月 1 日改正）

- ・ この要綱は、2024（令和 6）年 12 月 1 日から施行する。

附 則（2025（令和7）年4月1日改正）

- ・この要綱は、2025（令和7）年4月1日から施行する。

附 則（2025（令和7）年4月1日改正）

- ・この要綱は、2025（令和7）年12月22日から施行する。

2026(令和8)年度

「ほっかいどう遺産WAON」による地域の北海道遺産保全・活用への助成について

留 意 事 項

○助成の対象となる事業

- ・助成の対象は、北海道遺産選定地域の自治体・NPO・大学および学生団体・その他団体等が行う各北海道遺産の保全・活用に関する事業や地域経済の活性化につながる事業とします(いくつかの団体等が協力して行う活動も可)。
- ・2026(令和8)年4月1日～2027(令和9)年3月31日までに実施する活動を対象とします。
- ・助成対象団体の構成員に対する人件費(賃金・給与)は助成対象外です。
※ただし、当該事業の実施に伴い追加的に要する人件費については算定方法を考慮の上、対象となる場合があります。
- ・広域先導モデル枠は、広域化・共同化・複合化等他地域のモデルとなる事業とします。
例) *多文化(芸術、食文化、音楽等)の横断的な魅力発信や交流発展に資する取組
 *広域かつ多団体連携での北海道遺産推進の取組み
 *親和性のある団体等との広域周遊モデルの実証
 *先進の技術や表現方法を用いたデジタルコンテンツの制作

○事業の広報と報告について

- ・申請書に記載の「事業の広報方法」を実施し、広報の際には協議会に適宜メール等でご連絡をお願いします。協議会でも広報・情報発信をいたします。
- ・広報物や制作物等には、「北海道遺産ロゴマーク」と「ほっかいどう遺産WAON券面画像」、及び「「ほっかいどう遺産WAON」の助成により作成した」旨を積極的にご記載お願いします。
- ・事業結果については、事業報告書、収支計算書、事業の様子がわかる写真の提出等の他、北海道遺産交流会議や年数回発行予定の「北海道遺産だより」(北海道遺産協議会発行の情報誌)でご報告いただく場合があります。

○助成の対象となる団体

- ・助成の対象は、北海道遺産協議会の正会員または賛助会員(以下「会員」という。)及び会員を構成員に含む実行委員会等の団体とします。

<参考>

- ・事業の内容によっては、イオングループ各店舗と連携(イベント等の実施、チラシの設置など)した取り組みが実施できる可能性もあります。また、イオン北海道では、イオンの店舗がある地域の小学生や中学生を対象に環境学習を行うエコクラブ「イオンチアーズクラブ」を運営しており、子どもたちによる各地域での環境体験学習などを行っています。

※イオンチアーズクラブ<https://www.aeon.info/sustainability/social/cheers/>

<お問い合わせ先>

北海道遺産協議会事務局(担当:弓田・矢野)
Tel 011-218-2858 Fax 011-232-4918
E-mail info@hokkaidoisan.org
〒060-0041
札幌市中央区大通東 2 丁目第 36 桂和ビル 7 階

2026(令和8)年度助成事業選考のポイント

(1)事業の目的

観点	基準
明確性	選択した目的が事業の概要に即しているか
的確性	当該活動の課題解決の方向性に合致しているか

(2)事業の概要

観点	基準
実施体制	実施主体や連携機関など事業を円滑に実施する体制を確保できているか
新規性	課題に対し新たな視点や手法で取り組む事業であるか
先進性(モデル性)	他地域のモデルとなりうる事業であるか
協働性	様々な団体・企業等と連携し、地域住民の参画を得ながら取り組む事業であるか

(3)事業の効果

観点	基準
目的の寄与度	(1)で選択した目的を達成できる内容となっているか
効率性	事業の実施方法が費用的、時間的に最適なものとなっているか
持続性	<ul style="list-style-type: none"> ・一過性の事業ではなく、今後の活動に繋がる取組になっているか ・複数年度連續で助成を受けている場合、進度や助成の使途は当該事業の自走化につながる工夫がなされているか

(4)緊急性・特殊事情等

観点	基準
緊急性	災害対応や老朽化等安全の確保など、取組が切迫しているか
特殊事情等	国や道の施策、他の公益活動との連携が求められるなど、一般的な事業に優先して配慮を要する取組か

別記第1号様式(助成申請書)

希望する助成区分に✓を
つけてください

1. 助成金を使用したい事業の内容

助成区分	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 縄文遺産活動支援 <input type="checkbox"/> 広域先導モデル(※)
遺産の名称	
団体名	
事業の名称	
事業の概要	<p>(1)事業の目的 当てはまるものに□をつけてください。</p> <p><input type="checkbox"/>構成資産の維持保全・清掃美化 <input type="checkbox"/>アクセスの円滑化 <input type="checkbox"/>担い手の育成・確保 <input type="checkbox"/>認知度の向上 <input type="checkbox"/>魅力の向上 <input type="checkbox"/>その他</p> <p>上記で「その他」と回答した場合、その概要をご記入ください。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 100px; margin-top: 10px;"></div> <p>※選考基準：選択した目的が事業の概要に即しているか／当該活動の課題解決の方向性に合致しているか</p> <p>(2)事業の実施体制・方法 なにをどのように実施するかご記入ください。</p> <p>※選考基準：事業を円滑に実施する体制を確保できているか／課題に対して新たな視点や手法で取り組む事業であるか。広域先導モデルについては他地域のモデルとなり得る事業であるか／様々な団体・企業と連携し、地域住民の参画を得ながら取り組む事業であるか</p> <p>(3)事業の効果 この事業を行うことでどのような効果が期待されるかご記入ください。</p> <p>次年度以降の展開、遺産のアピール度の向上、次世代の担い手づくり、新規性など、遺産活動の発展にとって期待される効果について記載ください。 広域先導モデル枠は、広域性、協働・連携価値の創造、複合化等、他地域のモデルとなる点についても記載ください。</p> <p>※選考基準：災害対応や老朽化等安全の確保など、取組が切迫しているか／国や道の施策、他の公益活動との連携が求められるなど、一般的な事業に優先して配慮を要する取組か</p>

実施予定	開始予定日 年　月　日	完了予定日 年　月　日
事業費	(事業費総額) 円	
	内　訳	
	収　入	
	区分	金　額
	助成希望額 自己資金	
事業の 広報方法	<p>事業の実施状況の周知について、予定している広報手段に□をつけてください。</p> <p><input type="checkbox"/>Web サイト(公式・市町村等)への掲載 <input type="checkbox"/>行事プログラム・リーフレットへの掲載 <input type="checkbox"/>自治体広報誌掲載 <input type="checkbox"/>公共施設への掲示 <input type="checkbox"/>報道機関への告知 <input type="checkbox"/>SNSの活用 <input type="checkbox"/>助成対象施設設備への明示 <input type="checkbox"/>その他</p> <p>上記で「その他」と回答した場合、その概要をご記入ください。</p> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; border-right: 1px solid black; height: 80px; margin-top: 10px;"></div>	
〔広報に際しては、北海道遺産ロゴマークの活用や、助成事業である旨の周知を積極的に行ってください。〕		

※広域先導モデル枠は、広域化・共同化・複合化等他地域のモデルとなる事業とします。

- 例) *多文化(芸術、食文化、音楽等)の横断的な魅力発信や交流発展に資する取組
*広域かつ多団体連携での北海道遺産推進の取組み
*親和性のある団体等との広域周遊モデルの実証
*先進の技術や表現方法を用いたデジタルコンテンツの制作

※選考基準の詳細は別紙の「2026(令和8)年度助成事業選考のポイント」をご確認ください。

2. 連絡担当者

所 属		
氏 名		
住 所	〒	
電話 / FAX	TEL:	／ FAX:
E-mail		
Web サイト		

※Web サイト等がない場合、活動実績がわかるパンフレットやチラシ等を添付ください。